

第 1 問 答 案 用 紙

(企 業 法)

(注) 解答は、この答案用紙 1 枚で行うこと。

問 1	<p>1 甲会社がすべての株主から自己の株式を取得するには、第 1 に、株主総会の普通決議で取得総数等を決定しなければならない(156条 1 項、309条 1 項)。これは、自己の株式の有償取得は実質的には剰余金の配当に相当するからである。</p> <p>第 2 に、公開会社である甲会社は取締役会設置会社である(327条 1 項 1 号)から、株主総会から授権された範囲内で取締役会の決議で、取得の都度、取得株式総数等の法定事項を決定しなければならない(157条 1 項・2 項)。これは、機動的な自己の株式の取得を可能にするためである。なお、取得株式総数等は決定ごとに均等でなければならない(同3項)。株主を平等に扱うためである。</p> <p>2 第 3 に、公開会社である甲会社は、すべての株主に対して取締役会の決議事項を通知または公告しなければならない(158条 1 項・2 項)。これは、すべての株主に対して平等に売却の機会を保障するとともに、公開会社の事務処理の負担を軽減するものである。</p> <p>第 4 に、以上の通知または公告を受けた株主は、申込みをする株式数を明らかにして売却の申込みをしなければならない(159条 1 項)。そして、甲会社は申込期日に申込み譲渡株式の譲受けを承諾したものとみなされる(159条 2 項本文)。これは、取締役等による裁量を排除し、株主の平等を確保するためである。もし、申込総数が取得総数を上回った場合には、会社は、比例案分で承諾したものとみなされる(同ただし書)。これは、株主の平等を図るためである。</p>
問 2	<p>1 甲会社が特定の個人株主 A から自己の株式を取得するには、第 1 に、156条 1 項各号に定める事項の決定に併せて、株主総会の特別決議によって、株主に対する通知等を A に対して行う旨を定めなければならない(160条 1 項、309条 2 項 2 号かつこ書)。これは、株主 A のみから株式を取得することで他の株主が不利に扱われることにことから、株主平等の原則(109条 1 項)に配慮したものである。そして、議決の公正を図るため、この決議においては、A の議決権は排除される(160条 4 項本文)し、A 以外の株主にも平等に売却する機会を与えるため、議案追加請求権が保障されている(同 3 項)。</p> <p>2 第 2 に、甲会社は、取締役会決議で取得価格等を決定し(157条 1 項・2 項)、A をはじめとする売主たる株主に通知または公告しなければならない(160条 5 項、158条 1 項)。以上の通知等を受けた株主が売却の申込みをすると(159条 1 項)、甲会社は譲渡を承諾したものとみなされ(159条 2 項本文)、申込総数が取得総数を上回る場合には、比例案分で承諾したものとみなされる(同ただし書)。</p>

第2問 答案用紙 (企業法)

(注) 解答は、この答案用紙1枚で行うこと。

問1	1 配当を受けた株主の責任
乙会社は、分配可能額が1000万円に満たない状態にもかかわらず1億円の剰余金の配当を行っており、これは違法配当である。違法配当を受けた株主は、乙会社に対して、配当財産の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う(462条1項柱書)。これは無過失責任である。	
2 代表取締役Aの責任	
しかし、通常多数存在する株主から配当財産の支払を受けることは、困難である。そこで、粉飾した計算書類に基づいて配当をした代表取締役Aは、「当該行為に関する職務を行った業務執行者」として、乙会社に対して、1億円の支払義務を負う(462条1項柱書、6号イ)。これは過失責任である(462条2項)が、Aは故意に違法配当を行っているため、これによって責任を免れられることはない。	
3 監査役Bの責任	
監査役は、計算書類を監査し、監査報告を作成する任務を負っている(436条、381条1項)。ところが、Bは「乙会社の財産及び損益の状況をすべての点において適正に表示しているとめられる」旨を計算書類に記載しており、任務を懈怠していると思われるため、乙会社に対して、Aと連帯して損害賠償責任を負う(423条、430条)。	
問2	1 Xは乙会社の債権者であるから、XがA及びBに責任を追及するには429条1項の「第三者」とであるとの主張をすることが考えられるが、これと関連して、まずその法的性質が問題となる。株式会社における役員等の地位の重要性に鑑み、第三者を保護するために特別の責任として置かれたのが429条1項と考える。そうだとすると、悪意・重過失は任務懈怠に対するもので足りるし、賠償すべき「損害」は直接損害のほか間接損害まで含まれると考える。そして、同2項の責任も基本的には同様の法的性質であるが、同項1号・3号は特に重要な書類である計算書類・監査報告への虚偽記載については、過失の立証責任を転換することによって第三者をより強く保護する趣旨である。
2 以上より、Aには計算書類の粉飾・違法配当という悪意の任務懈怠があるし、違法配当を契機に乙社は倒産状態に陥り、その結果、Xは弁済を受けられなくなるという間接損害を被っているが、これは賠償すべき「損害」に含まれる。よって、Aは、Xに対して、429条2項の損害賠償責任を負う。	
また、Bは、監査報告に虚偽の記載をしているから、過失がないことを立証しないかぎり、Aと連帯して(430条)、Xに対して、429条2項の損害賠償責任を負う。	